

INFORMATION

情報ひろば

※市外局番「0422」は省略。



申し込みの記入例

- あて先 各記事の申込先、住所の記載がないものは「〒181-8555三鷹市役所〇〇課」(郵便料金の改定にご注意ください)
- 必要事項 ①行事・事業名(希望日・コース・回)、②申込者の郵便番号・住所、③氏名(ふりがな)、④年齢(学年)、⑤連絡先(メールアドレス・電話番号・ファクス番号)、⑥そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)



子育て・教育

催しなどの費用や申込方法は、各記事のQRコードからHPをご覧ください。

児童育成手当の更新手続き(現況届)のお知らせ

6月に対象者へ案内を送付しました。未提出の方は早急にご提出ください。

◆ひとり親家庭支援

日ごろ抱えている悩みごとの相談や支援、助成を行っています。母子・父子自立支援員が電話または面談にて対応します。

☎子育て支援課 ☎29-9675

小学校入学児対象
就学時健康診断



対象児童の保護者へ10月上旬までに通知書を送付します。保護者同伴のうえ、指定の会場で必ず受診してください。

※私立・国立を受験する方も受診可。

👤令和9年4月に小学校へ入学するお子さん(2年4月2日～3年4月1日生まれ)

☎学務課 ☎29-9815

夏休み限定！生涯学習センターの
学習室を自習用に開放します

📅7月20日(月・祝)～8月31日(月)午前9時～午後9時(小学生は5時まで、中学生は7時まで。7月27日、8月24日の月曜日を除く)

👤小・中・高校生など30席

📍期間中会場へ(先着制)

☎同センター ☎49-2521

夏休みは東台小・四中の
図書館地域開放を
ご利用ください



📅毎週土曜日午前9時30分～午後5時(東台小=7月25日、四中=8月22日を除く)

☎三鷹図書館(本館) ☎43-9151

※本の貸し出しはありません。

政治家の寄附は禁止されています

◆贈らない

政治家などがお中元を贈ることや、地域のイベントに祝儀を出したり、酒などを差し入れることは禁止されています。

◆求めない

有権者が政治家に寄附を勧誘・要求することは禁止されています。

◆あいさつ状の禁止

政治家が選挙区内の人や団体に暑中見舞いなどのあいさつ状を出すことは禁止されています。

☎選挙管理委員会事務局 ☎29-9794



国保・年金

7月31日(金)は
国民健康保険税・
後期高齢者医療保険料
(第1期)の納期です



納付はコンビニエンスストアやペイジー対応のATM、スマートフォンアプリからでも可能です。

◆口座振替が便利です

📄納税通知書、通帳またはキャッシュカード、口座届出印を市税総合窓口(市役所2階24番窓口)、市政窓口、指定金融機関へ

☎納税課 ☎29-9218(口座振替)・☎29-9210(納税相談)

ジェネリック医薬品で薬代
の負担を軽減できます



ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の有効成分・効能を持つと厚生労働省が認めた後発医薬品です。薬の開発期間が短いため低価格で製造でき、薬代が安くなる場合があります。

※国民健康保険加入者で、自己負担額を100円以上軽減できる見込みがある方には、利用差額通知書を年に3回送付しています。

☎保険課 ☎29-9215

◆マイボトルを持ち歩きましょう

家庭で用意した飲み物を水筒などに入れて持ち歩くことで、ペットボトルの削減に役立ちます。

◆拠点・店頭回収も利用しましょう

使用済みのペットボトルは、公共施設やスーパーなどの一部でも回収しています。ぜひご活用ください。

☎ごみ対策課 ☎29-9613

浸水への備えを
お願いします



落ち葉やごみで排水溝や側溝がふさがっていると、雨水が下水道に流れず、道路が冠水する原因になります。排水溝や側溝は小まめに清掃し、車の乗り入れブロックなどを置かないようご協力ください。

※浸水被害を軽減するため、止水板の設置費用の助成や、雨水浸透ますの公費設置を行っています。詳しくは水再生課へお問い合わせください。

📍☎同課(市役所5階57番窓口)・☎29-9749へ

赤い羽根共同募金
地域配分(B配分)の
申請を受け付け中



申請額は社会福祉関連の1施設・団体につき10～30万円。対象は備品整備、小破修理、利用者主体の事業など(施設・団体維持のための運営費は対象外)。

📄10月30日(金)(必着)までに申請書(東京都共同募金会HPで入手)を福祉センター窓口(元気創造プラザ3階)へ

☎(社福)三鷹市社会福祉協議会 ☎46-1108

東京外環道中央JCT北側
換気所に関わる工事の
説明会



📅7月24日(金)午後7時～8時30分、25日(土)午後2時～3時30分

📍北野3丁目常設会場(北野3-6-1)

📄当日会場へ

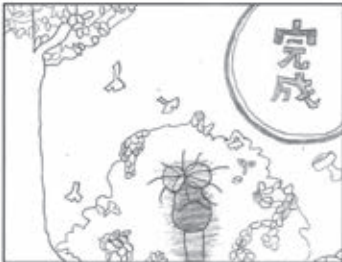
☎東京外かく環状国道事務所 ☎0120-34-1491(平日午前9時15分～午後6時。正午～午後1時を除く)

ポキ 4コマ
まんが

「秋の遊び」
山上 榮さん



コンテストHPで、全ての応募作品を公開中。



Poki4コマまんがコンテスト2025
ジュニア部門(入選)



お知らせ

ペットボトルの排出削減に
ご協力ください



暑い時期は使用済みのペットボトルの収集量が大幅に増加します。ごみの減量や二酸化炭素排出量の抑制のため、次の取り組みにご協力をお願いします。

消費者相談窓口から

インターネット通販の「定期縛りなし」の広告に注意！

☎消費者相談窓口 ☎0422-47-9042

相談事例

動画サイトを見て、「1,980円でお得。定期縛りなし」という美容クリームを購入した。納品書に次回のお届け予定日が書かれており、そこで初めて定期購入だと分かった。2回目以降の解約を事業者申し出ると、「初回での解約の場合は、定価との差額7,020円を支払う必要がある」と言われた。(50代・女性)

アドバイス

「定期縛りなし」という広告を見た消費者が1回限りと思って注文したところ、実は解約するまで続く「定期購入」の契約だったという相談が多数寄せられています。「定期縛りなし」という記載は、「いつでも解約できる定期購入の契約」の可能性があり、初回のみで解約すると、定価との差額を違約金として請求されることがあります。

インターネット通販では、注文確定前の「最終確認画面」に契約内容や解約条件などを消費者に分かりやすく表示することになっています。表示が無い場合や、消費者に誤認を与える表示がされた場合は、契約を取り消せることがあります。契約内容の証拠として、「販売サイトの契約条件に関する記載」や「最終確認画面」はスクリーンショットで残しましょう。

困ったときは、消費者相談窓口(☎0422-47-9042)または消費者ホットライン☎188にご相談ください。